

事務職員の昇任・昇格について

教職員組合は大学当局に対し、団体交渉項目として昨年10月26日に「教職員の昇任・昇格人事の手続きについて」を申し入れています。その後周知のとおり交渉が進展せず、今年1月18日に「教員の昇任候補者については、すでに教授会で周知した。例年は1月1日付昇任だが、3月中には実施したい。職員については、昇格を実施するしないを含めてこれから検討する」という回答がありました。

文科省は平成16年度の昇格基準について、15年度と同様の基準で昇格できるよう財源配分すると全大教に答えています。とすると、昇格基準に達しているのに外大を職場にしているばかりに昇格できないという事態が起こる可能性があります。

下記の基準を参照の上、昇格基準に達しているという方は教職員組合まで連絡下さい。行(一)以外の職種についても教職員組合までお尋ね下さい。

【行(一)の職・級と文科省定数配分基準】

(注) 在級年数、号俸、在職歴(一部を除く)は2003年4月1日時点、年齢は2003年度中に達する年齢。昇格月は、原則として4月1日付けです。

職・級	文科省定数配分基準	全大教コメント
係長・専門職員 6級 * 係長は、事務、施設系技術職員。		在級6年。退職2年前、在級4年。退職1年前、在級2年。
図書係長 6級		事務職員及び施設系技術職員の係長に比べて良い。
係長 5級 * 係長は、事務、図書、施設系技術職員の係長。	年齢42歳以上は在級5年以上(去年は在級6年以上)、係長歴4年以上。 年齢47歳以上は在級4年以上(去年は在級5年以上)、係長歴4年以上。 年令50歳以上は在級4年以上、係長歴3年(去年は、在級10年以上、係長歴3年以上又はは在級4年、係長歴4年。)	図書系係長については、従来、年齢と在級、号俸制限をかけていたが、号俸制限が廃止された。 在級10年以上という縛りを廃止、在級4年、係長歴3年で統一され、改善がはかられた。
係長 4級 * 係長は、事務、図書、施設系技術職員の係長		在級2年以上。